

豊中市民生・児童委員協議会連合会 たすけあい資金運用 規程

- 第1条 この資金は、各地区民生・児童委員協議会会長（以下、「会長」という）が運用する。
- 第2条 この資金は、真にやむを得ない事由により緊急かつ法外の援助を必要とする者に対し、現金を給付することを目的に運営する。ただし、生活保護法による保護を現に受けている者、あるいは受給申請中の者については対象としない。
- 第3条 民生委員・児童委員は、地域住民からこの資金の利用について申出を受けた際は、事情を十分に聴取し、資金利用の対象者と思われる場合は、本人からの別紙様式による申請書に意見を付し、地区委員長を経由し会長に提出するものとする。
- 第4条 会長が前条の申請書を受領した時はこれを審査し、給付可否決定通知書を交付するものとする。給付が適当と認められた場合は、適当と認められる金額を地区委員長を経由し担当民生委員・児童委員を経て、別紙様式による受領書と引き換えに申請者に給付するものとする。
- 第5条 この資金による給付額の上限は10,000円とする。また、同一の者に複数回給付を行うことはできない。ただし、真にやむを得ない事情があり、会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。
- 第6条 会長はこの資金の利用状況や経理状況等について、毎年各地区民生・児童委員協議会に報告するものとする。
- 第7条 この資金に関する申請書、受領書その他必要帳簿類は、会計・事務局が保管し、常に運営の実績及び経理状況を明確にしておくものとする。
- 第8条 この資金の運用にかかる事務については、民生・児童委員協議会連合会事務局において担当するものとする。
- 第9条 その他、資金の運用に関して必要な事項については、理事会で協議し、定めるものとする。

附 則

1. この規程は、令和2年4月1日から施行する。